

マスコットキャラクターの使用ガイドライン

この「マスコットキャラクターの使用ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。)は、神戸市交通局(以下「当局」といいます。)が著作権等の一切の権利を有する、神戸市交通局マスコットキャラクター「ぼっしー君」「ゆうちゃん」「北神弓子(きたがみきゅうこ)」「北神往来(きたがみおうらい)」「ノリノリス」「ほくしんトン」(以下総称して「本キャラクター」といいます。)を用いた二次創作活動に関する基本的なルールを定めるものです。

本キャラクターを使用して二次創作物(二次著作物を含みますが、これらに限られず、本キャラクターに依拠して作成された著作物を総称したものをいいます。 以下同じ。)を制作し、公表したいと考える方(以下「利用者」といいます。)は、その公表の際には、必ず本ガイドラインに目を通していただき、本ガイドラインの内容を順守いただくようお願いいたします。

1. 本キャラクターの詳細

本ガイドラインにいう「本キャラクター」とは、「ぼっしー君」「ゆうちゃん」「北神弓子(きたがみきゅうこ)」「北神往来(きたがみおうらい)」「ノリノリス」「ほくしんトン」の名称を付与し、その他容姿(デザイン)、性格等によって特徴づけられた抽象的存在、及び当該存在を表現するためのイラスト、映像等の当局の著作物をいいます。 従って、「本キャラクター」には、ウェブサイト、カタログ、ポスターなどの販売促進物で使用されている「ぼっしー君」「ゆうちゃん」「北神弓子(きたがみきゅうこ)」「北神往来(きたがみおうらい)」「ノリノリス」「ほくしんトン」に関する一切の画像、イラスト、映像、音声、キャラクター名称等を含みます。

2. 使用許諾

本キャラクターをそのまま又は本キャラクターの二次創作物を作成する場合は、当局の使用許諾が必要となります。 必ず事前に当局営業推進課までお問い合わせ下さい。 特に以下の各号の場合には、当局と個別に契約書の締結をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 本キャラクターを営利目的(※)で使用する場合
(※)ここでいう「営利目的」とは、本キャラクターを使用した、イラスト、漫画、立体物、映像、ソフトウェア等において第三者から対価を取得すること、又は第三者から対価を取得することを目的とすることを意味しますが、対価取得目的の有無を問わず、販売促進など何らかの形で本キャラクターの利用者が利益を得る場合を含みます。
- (2) 法人、又はその他の団体等(但し、同人サークルを除きます)が本キャラクター及び本キャラクターの二次創作物を使用する場合

3. 使用禁止

- (1) 本キャラクターを以下の態様で使用することを禁止します。
 - ・ 市バス・地下鉄の利用促進や、市バス・地下鉄沿線の PR 等以外の目的での使用

- ・ 本キャラクター及び本キャラクターの二次創作物の著作者の社会的評価を損なうような使用
 - ・ 当局の品位を傷つけ、又は利用者の理解の妨げになるおそれがあると認められる使用
 - ・ 他社の権利を侵害する、又は侵害のおそれがある使用
 - ・ 特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる使用
 - ・ 公序良俗に反する態様、その他本キャラクターのイメージを損なうと当局が判断する対応での使用
- (2) 当局は、当局の判断により、いつでも、本キャラクター及び本キャラクターの二次創作物の使用差し止め、許諾内容の変更、使用許諾の停止、その他当局が必要と判断する措置を行うことができるものとします。

4. 使用許諾の終了

本キャラクターの利用者が、本ガイドラインに違反した場合は、本キャラクターに関する当局の利用者に対する使用許諾は自動的に終了するものとします。

5. 本ガイドラインの変更

当局は、いつでも、当局ウェブサイトなどで変更の事実と変更の個所を告知することにより、本ガイドラインの内容を変更できるものとします。

本ガイドラインの変更は、変更後の本ガイドラインが当局ウェブサイト上などに掲載された時点で有効になるものとし、利用者は、変更後の本ガイドラインに同意したものとみなされるものとします。

6. その他

- (1) 本キャラクターの使用に際しては、本ガイドラインのほか、著作権法その他適用法令を遵守してください。
- (2) 当局は、本キャラクターに関し、特定の使用目的への適合性、第三者の権利の非侵害、その他一切の保証をいたしません。
- (3) 当局は、本キャラクター及びその他二次創作物の使用により、利用者に発生する損害、損失、費用、負担等(以下「損害等」といいます。)について一切の責任を負わないものとします。
- (4) 利用者が、本キャラクター及びその二次創作物の使用により当局又は第三者に損害等を与えた場合は、利用者の責任と負担でその損害等の一切を直ちに補償するものとします。